

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会
第8回安全・安心まちづくり小委員会

平成22年11月5日

【企画専門官】 大変長らくお待たせいたしました。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから、「社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 第8回安全・安心まちづくり小委員会」を開催させていただきます。

私、司会を務めさせていただきます都市・地域安全課の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は8名の委員の皆様にご出席いただいております。議事運営第4に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、前々回の開催以降、当委員会の委員のご異動がございましたけれども、前回ご欠席の新任の委員のうち、本日、辻本専門委員と國定専門委員がご出席でございますので、ご報告申し上げます。

なお、小浦委員、重川専門委員、田中専門委員、中林専門委員、古米専門委員、室崎専門委員、目黒専門委員におかれましては、本日はご都合によりご欠席でございます。

続きまして、配付資料でございますけれども、お手元に一覧表とともに、資料1から資料5まで、参考資料としまして参考資料の1から参考資料の3までの合計8種類の資料をお配りしております。ご確認いただきまして、不足等がございましたら、お申し出いただきたく存じます。よろしゅうございますでしょうか。

委員の皆様におかれましては、ご発言いただく際には、お手元のマイクのスイッチをオンにいただきまして、ご発言が終わられましたら、スイッチをオフにいただきませう、お願い申し上げます。

それでは、議事に移りたいと存じますけれども、以降の議事進行につきましては、委員長をお願いいたしたいと存じます。委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】 それでは、議事に入りたいと思います。まず初めに、本日の議事の進め方についてご説明いたします。

前回の小委員会において、皆様からご了承いただいたとおり、年内、本日を含めまして2回の審議で本小委員会の最終的な取りまとめとなる「小委員会報告」を取りまとめるこ

ととなっております。本日の議事の進め方としましては、「小委員会報告」の取りまとめに向けた討議としまして、「小委員会報告(骨子)(案)」について事務局よりご説明いただき、それ以降、意見の交換をさせていただきたいと思っております。

それでは、事務局より資料のご説明をお願いいたします。

【都市・地域安全課長】 都市・地域安全課長の瀬良と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。座ってご説明申し上げます。

私からは、資料2、3、4、特に資料3を中心に安全・安心まちづくり小委員会の報告(骨子)(案)をご説明申し上げたいと思っております。

昨年6月に本小委員会におきまして、中間取りまとめといたしまして、「安全・安心まちづくりビジョン」をおまとめいただいております。これは本日の参考資料の中に入っておりますけれども、その中でご提示をいただきました政策展開の基本的な考え方などをベースに、さらに前回7月の小委員会のご議論を踏まえまして、本小委員会の最終的な報告の骨子(案)として、本日、資料を整理させていただきました。

まず資料2でございますけれども、資料2はその概要として作成したものでございます。報告(骨子)(案)の目次に沿いまして、全体の構成をお示ししております。1ページ目は、特にその中の第2章を中心に、安全・安心まちづくりの実現に向けた枠組みの構築といたしまして、「防災まちづくり情報マップ(仮称)」の作成あるいは活用について説明しております。次に、2ページ目は情報マップなどを活用した個別課題ごとの推進方策といたしまして、第3章から第5章にわたって記述している内容をお示ししたものでございます。3ページ目は「防災まちづくり情報マップ(仮称)」のイメージをお示ししております。さらに、4ページ目は報告(骨子)(案)の中で、国における新たな取り組みなどを表形式で整理したものでございます。これからご説明いたします資料3とあわせてご覧いただければと存じます。

資料4でございますけれども、これは報告(骨子)(案)に関連する参考資料として整理したものでございます。本日、直接のご説明は申し上げませんが、必要に応じてご参照いただければと存じます。

それでは、資料3に基づきまして、「安全・安心まちづくり小委員会報告(骨子)(案)～安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策～」について、ご説明申し上げたいと思っております。

まず目次をお開きいただきまして、この目次構成をご覧いただきたいと存じます。「第1

章「はじめに」におきましては、検討の背景あるいはこれまでの検討の経緯などを記述しております。第2章から第5章まで、いずれも(1)として、「現状と課題」を整理いたしまして、次に(2)としてそれぞれ具体的に「推進すべき施策」をまとめているということになっております。

第2章では、「推進すべき施策」としまして、まず①「防災まちづくり情報マップ(仮称)」の概要と作成の意義、次に②その具体的な活用のイメージ、さらに③として、「防災まちづくり情報マップ(仮称)」の作成・活用に係る課題を整理しております。

第3章では、「震災・水害等に強いまちづくり施策の展開」といたしまして、ここでは災害対策をまとめておりますけれども、「推進すべき施策」を①の「都市防火区画の整備」以下5つの事項に区分して記述しております。次に、水害対策については、これも「推進すべき施策」を3つに区分して記述しております。市街地における浸水の発生を防止する対策、市街地において浸水が発生した場合にその生命・財産の安全を確保する対策、そして、浸水に係る災害リスク情報の活用などについて記述しております。さらに、総合的な災害対策の考え方を整理しております。

第4章では、「市街地復興に関する事前準備」といたしまして、ここはサブタイトルはつけておりませんが、事前の復興計画の策定などについて記述しております。

第5章では、「地域力による安全性の向上」ということで、「推進すべき施策」として、災害対応力の維持・強化のための人材確保、あるいはリスク情報の共有と都市空間の改善に資する活動への展開、さらには行政の体制づくりなどの環境整備について、整理しております。

最後、「おわりに」としまして、本報告を契機とした国や関係者による取り組みへの期待、あるいは引き続き検討すべき事項について、記述しております。

「第1章はじめに」でございます。1ページをご覧ください。まず冒頭に検討が行われた背景といたしまして、最近の災害の傾向でございますとか、4つ目の段落でございますけれども、人口減少・超高齢社会の到来、環境負荷の低減の必要性等の観点から「集約型都市構造」への転換がキーワードの1つになっていることなどを紹介した上で、6つ目の段落で「以上の観点を踏まえ」ということで、先ほど申し上げました平成21年6月に「安全・安心まちづくりビジョン」を中間取りまとめとしておまとめいただいたことを記述しております。

このビジョンの中では、「政策展開の基本的考え方」といたしまして、2つの柱を提示い

いただいております。1つ目が、「リスク情報の活用と連携によるまちづくり」といたしまして、さまざまなリスク情報を横断的に整理し、都市計画の基礎情報の1つとして位置づけるなど、まちづくりに活用することが有効であること。そして、行政内部の認識を共有した上で連携を強化し、また行政が災害に関するリスク情報をわかりやすい形で提供することが重要であると指摘をいただいております。

次に、2つ目として、「多様な手法の組合わせによるまちづくり」といたしまして、公共施設の整備とあわせて、土地の使い方の工夫による安全性の向上、地域力による対応など、多様な手法を組み合わせることが重要であること。そして、それぞれの主体が長期的視点による都市の将来像を共有することの重要性が指摘されているところでございます。

また、「政策の方向性」として、ご覧の4つの項目をご指摘いただいております。今日ご説明申し上げますこの報告（骨子）（案）でございますが、これらを踏まえまして、「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策」についての検討成果を取りまとめたものでございます。

次の段落の最後のところでございますが、本報告のスコープといたしまして、安全で安心して暮らすためには、雇用、福祉、防災、事故対策などさまざまな分野の取り組みが求められますけれども、小委員会における検討は、この都市空間の整備と密接にかかわる災害などを対象としている旨を記述しております。

第2章に移らせていただきます。第2章は、「安全・安心まちづくりの実現に向けた枠組みの構築」ということでございますが、まず「現状と課題」といたしまして、近年、地震や集中豪雨などのハザードの増大による都市の災害リスク等の高まりが懸念されている一方で、国、地方の財政状況も厳しさを増して、今後は公共施設の整備のみによって、都市の災害リスクの高まりに対応することは困難となることが予想されるといたしまして、3つ目の段落でございますが、「このため」として、ハード・ソフト両面にわたる多様な手法を講じて、総合的な観点から安全・安心のまちづくりの実現に向けた取り組みを進めることがますます重要であるとしております。

一方、近年、調査研究や技術開発の進展により、都市の災害リスクなどに係る情報の精度は向上しつつありますけれども、「しかしながら」といたしまして、整備された災害リスク情報は主に住民の防災意識の啓発、あるいは避難対策への活用が進められているものの、まちづくりにおける対策の検討には十分に活用されているとは言えない状況である。その要因として、災害種別ごとに整備された災害リスク情報の行政内部の複数の関連部局での

共有が必ずしも十分でないこと、あるいは災害リスク情報がまちづくりに生かされやすい情報として十分に整備、あるいは提供されていないことが考えられるとしております。

飛ばしまして、最後の段落でございます。「そのためには」といたしまして、こうしたことから、災害種別に応じたリスク情報の整備を引き続き進めるとともに、まちづくりに活用しやすいような災害リスク情報を整備して、行政、地域、企業・住民で共有し、相互連携のもとにまちづくりを進めていくことが重要であるとしております。

(2)の「推進すべき施策」でございますけれども、ここでまず最初に「防災まちづくり情報マップ(仮称)」の概要と作成の意義を整理しております。横断的・体系的な観点から都市における課題を把握するためには、都市に関する情報と関連づけながら災害リスク情報を整備し、「防災まちづくり情報マップ(仮称)」としてそれらを重ね合わせて分析した結果を可視化した上で、関係主体間で共有することが有効であるとしております。

ここで、災害リスク情報と都市に関する情報として想定されるものを枠の中に例示させていただきます。枠の下でございますけれども、「防災まちづくり情報マップ(仮称)」の作成に当たっては、活用する目的に応じて、重ね合わせの対象とする双方の情報を適切に選択することが重要であるとしております。マップを活用することで、防災面から見た都市の課題が抽出されて、安全・安心なまちづくりを実現するための施策の的確な推進や、さらには中長期的な都市の将来像の検討につながるとしております。

また、都市における災害リスク情報は、まちづくりを進める上での重要な情報の1つであるとして、都市計画基礎調査における調査項目の1つとして位置づけられることが望ましいこと、そして、災害リスク情報と都市に関する情報との重ね合わせが容易に行われるように、GIS化を含めてデータベースとしての機能の充実などを図っていくことが望ましいことを記述しております。

次に2番目の「『防災まちづくり情報マップ(仮称)』の具体的活用イメージ」でございます。まず都市における課題の抽出と対応策の検討といたしまして、2段落目で「防災まちづくり情報マップ(仮称)」を活用した2つの情報の重ね合わせによる防災面から見た都市の課題の抽出、対応策の検討に係る具体的なイメージを枠内に例示させていただきます。

ここでスクリーンをごらんいただきたいと存じます。同じ図面を資料4の2-4ページに掲げておりますので、あわせてご覧いただければと思います。今、スクリーンに出ておりますのは、ある都市をモデルにイメージを作成したものでございます。最初のスライド

は、洪水に伴う浸水深に係る情報、これが左の凡例の上のほうに出ておりますけれども、建物の階層に関する情報、下のほうに階数別に出ておりますが、これを重ね合わせることで、よりまして、洪水時に浸水のおそれのある地区において、被害を受ける可能性のある建物が抽出されまして、建物の耐水化などの対策検討が可能になるということで、例えば浸水深2メートルから5メートルのエリア、ちょっと青っぽい色で示されておりますけれども、そこでは建物の1階の軒下から2階の軒下まで浸水するおそれがあるということがわかるわけでございます。

次のスライドをご覧くださいと思います。これは延焼危険度に関する情報と、避難路としての機能を有する都市計画道路などの整備状況を重ね合わせることで、延焼の危険性が高いにもかかわらず避難路の整備がおこなわれている地域が抽出されまして、避難路整備に当たっての優先順位の検討に用いることが可能になるという例でございます。この延焼の危険性につきましては、凡例の上のほうに示しておりますけれども、色の濃くなっているほうが延焼の危険度が高いわけですが、そこでこの丸囲みの中では都市計画道路がまだ未整備になっておりまして、そういうことがわかりますので、この優先度を検討することができるということになるかと思えます。

次のスライドは、洪水と地震に関する災害リスク情報と、避難施設の位置に関する情報を重ね合わせたものでございまして、例えば地震対策として整備された避難施設が、洪水時の浸水に対しても安全かどうかという点について、こういったマップによって検証することができるということで、例えば図の丸で示しております避難所というのは、耐水化が不十分な場合には、かなり浸水深がございまして、浸水してしまうおそれがあるということが言えるかと思えます。

資料にお戻りいただきたいと存じます。四角囲みの下でございまして、抽出された防災面から見た都市の課題への対応策を検討するに当たっては、課題を有する地区が都市内においてどのような位置にあるかということにも着目する必要があるとしておりまして、例えば土地の高度利用が進んでいる中心市街地におきましては、現在の都市機能の集積度が高いことから、河川改修、あるいは下水道整備の優先的な推進や、地下空間の安全性の確保、あるいは避難場所の確保などの対策が有効であると考えられるとしております。

他方、市街地の縁辺部に所在して、人口が減少傾向にある地域においては、集約型都市構造への転換を図る観点から、浸水危険性の高い地域における新規開発を抑制する対策、あるいは空き地などにおける雨水貯留浸透能力の確保などの対策が有効であるとしており

ます。

一段落飛ばしまして、「対応策の一つとして」として、街区レベルでの規制誘導方策の検討を行う際には、一般的に情報提供を行う場合に比べて、より詳細な情報に基づく精緻な分析を要する場合が想定されるなど、講じる対策の種類に応じて、裏付けとなる情報や分析のレベルが異なる場合があることから、このマップを作成あるいは活用する場合にはそれらを適切に判断して、整備する情報や分析方法を選択することが求められるとしております。

次に、「安全・安心まちづくりの観点からの都市の将来像の検討」でございます。都市構造を検討する際の評価軸の1つに、安全で安心して暮らせるまちづくりという評価軸も加えて検討することによりまして、リスクの高いところを避けて都市機能を集約するなど、集約型都市構造への誘導などに向けた都市の将来像を展望することが可能になるとしております。

具体的には、「防災まちづくり情報マップ（仮称）」から得られた知見を都市防災構造化のマスタープランである「防災都市づくり計画」に反映させることが考えられますけれども、現行の「防災都市づくり計画」は地震対策中心でございまして、これを水害対策も含めた総合的・横断的な災害リスクに備える計画へと見直すことが有用であるとしております。国においては、そのための指針などを整備する必要があると記述しております。

また、「防災まちづくり情報マップ（仮称）」から得られた知見を、都市計画マスタープランなどに反映させることが考えられるほか、都市計画や地域防災計画において必要な都市施設や市街地開発事業、あるいは開発を抑制すべき地域などを位置づけていくことが考えられるとしております。

次のページでございますが、「『防災まちづくり情報マップ（仮称）』の作成・活用に係る課題」といたしまして、この作成に当たっては、各種リスク情報がまちづくりに生かしやすい情報として整備・提供されることが重要でございます。そのためには既に整備されているハザードマップから得られる情報だけでは、まちづくりにおける活用場面に応じて不足する場合もあるということから、まちづくりの観点から、利用されやすいような形式、内容でリスク情報が提供されるように、関係部局間での意思疎通を図っていくことが必要であるとしております。

また、多くの公共団体でマップの作成や活用に向けた取り組みがなされるように、国においては、今後、その作成方法を示した指針の策定や具体的な活用方法を示した事例集な

を整備する必要があるとしております。さらに、GISが活用可能である場合には、多種多様な情報を容易に重ね合わせて分析することが可能になるなど、都市の課題を抽出するために有効な手段であることから、国において、災害リスク情報の構成要素に係る仕様・規格など、そのGISデータとしての作成方法の標準化を進めることが求められるとしております。

また、「防災まちづくり情報マップ（仮称）」は、最新の情報が反映された状態にしておくことが重要であることから、適宜更新し、また施策の成果を検証し、さらには機能面など向上を図っていくことが求められるとしております。

次のページにお進みいただきたいと思います。第3章でございます。「震災・水害等に強いまちづくり施策の展開」ということで、まず震災対策に触れております。(1)「現状と課題」を記述しておりますけれども、時間の関係から、本日は説明を省略させていただきまして、次のページの「推進すべき施策」をご覧くださいと思います。最初に「都市防火区画の整備」でございます。地区ごとの災害危険度を把握しながら、都市の安全性の将来像を描いて、避難地、避難路、あるいは延焼遮断帯の整備に優先度をつけて取り組んでいくことや、既存ストックの有効活用が重要であるとしております。そのため、整備目標や整備計画を策定する際には、「防災まちづくり情報マップ（仮称）」を活用して、総合的な観点から施設整備を推進することが有効であるとしております。

国においては、延焼危険度や建物密度などの地区特性に応じた施設整備のあり方などについて検討して、地方公共団体が作成する「防災都市づくり計画」にこうした方針が盛り込まれるよう指針などを整備することが必要であるとしております。

次のページでございますが、2番といたしまして、「骨格となる道路等の整備」でございます。緊急輸送道路や一次避難路の沿道建物の倒壊による道路閉塞、あるいは下水道管の浮き上がり、路面沈下の危険性に対応するために、沿道建物などの倒壊を防止するための対策、下水道管の耐震化などの計画的な対策の推進が重要であると記述しております。

3つ目の段落ですけれども、これらの対策を推進するためには、「防災都市づくり計画」にこれらの耐震対策を盛り込むとともに、地域と行政で道路閉塞の危険性について情報を共有することが重要であるとしております。国は、そのための指針などを整備する必要があるとしております。

次に、「密集市街地対策等」でございます。密集市街地についても、建物倒壊により避難が困難になることによる危険性が指摘されております。そこで、従来の延焼危険性とあわ

せて、細街路の系統・連続性、あるいは幅員、沿道建物の倒壊確率などに基づく地区内閉塞の危険性の情報も踏まえて、密集市街地対策の重点的推進を図っていく必要があります。その推進に当たっては、「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の作成、検討が有効であるとしております。また、今後増加することが見込まれる空き地・空き家を地域の再編、再構築のために活用することについても記述しております。

さらに、下から2つ目の段落でございますけれども、歴史的な景観を有する市街地などにおいては、一般的な密集市街地の整備手法である建て替え、あるいは道路拡幅などの対策とは異なる景観などの地域の特性を考慮した独自の目標設定による対策を推進していくことが必要であるとしておまして、「例えば」として、従来の旧街道に面した景観上保存すべき建物は建て替えずに、現状の景観を維持したままで耐震化あるいは防火対策を講じて、歴史的な景観を損なわない範囲で周辺の建物の不燃化を目指すなど、多様な対策を織りまぜて、地区全体の安全性の向上を図る方策も考えられるとしております。これらの密集市街地対策についても、やはり国は指針などを整理する必要があるとしております。

次に、「大規模盛土造成地対策」でございます。大規模盛土造成地に係る調査を実施する際に活用されているガイドラインを国においてさらに充実し、調査を推進するということでもあります。そして、その結果を宅地ハザードマップとして公表し、住民の防災意識の向上を図るとともに、合意形成のための指針などの整備により、宅地耐震化推進事業を進めていくことを記述しております。

次に、「活断層対策等」につきましては、科学的根拠に基づいて判明した活断層により地盤が変異する可能性が高い地域においては、建物の構造、配置に配慮する、あるいは防災上重要な施設の立地を避けるといった、被害を回避・軽減する対策が考えられるとしております。

次に、「水害対策」について記述しております。同様に「現状と課題」については省略させていただきます。ここでは、まちづくりにおける水害対策を市街地における浸水の発生を防止する対策と、市街地において浸水が発生した場合に、生命・財産の安全を確保する対策に大別して、それぞれ「推進すべき施策」を示しております。あわせて、災害リスク情報の活用、そして効果的な周知に係る施策を示しております。

①「市街地における浸水を防止する対策」といたしまして、河川の流下能力、下水道による雨水排除能力の向上に加えて、市街地から河川や下水道への雨水の流出量の抑制を図

るための保水・遊水機能の向上が求められているとしていまして、まちづくりにおいても、そのための施策展開が求められているとしております。

次のページでございます。まず「市街地における貯留浸透機能の向上」でございます。2つ目の段落ですけれども、雨水貯留浸透対策に関する現行の制度的な取り組みでは、開発許可制度に関するものや、あるいは総合治水対策対象河川、あるいは特定都市河川流域などに関する施策がございます。また、支援措置として、国や地方公共団体の助成措置、あるいは税制上の優遇措置があるとした上で、今後も開発許可制度の的確な運用などの現行制度の活用を進めるとともに、リスク情報の精度の高まりを踏まえて、地方公共団体の判断で浸水被害が想定されるエリア内での開発については、原因者負担をより明確化できるような新たな措置を確保することが考えられないか検討する必要があるとしております。

また、雨水の貯留浸透対策の意義を広く周知し、一層の普及啓発を図るためには、治水上の観点だけではなく、環境面での効果も有しているといった観点も含めて、取り組みの意義を周知する、あるいは建築確認時などの適切なタイミングをとらえた働きかけを行うなどの対応が効果的であるとしております。また、従来から行われてきた公共施設あるいは公的な施設での雨水貯留浸透施設の整備を引き続き促進するとともに、建物の屋上等の緑化を推進することが望まれる。また、緑化や透水性舗装などによる被覆面の改善により、雨水の貯留浸透を促す対策が求められるとしております。

次に、「農地等の保水・遊水機能の活用・保全」でございます。水田を出水時における一時貯留場所として活用する田んぼダムの取り組み。今日、委員としてお見えになっております三条市においても、こういう取り組みをされているというふうに伺っておりますけれども、あるいは農地などにおける保水・遊水機能を阻害する盛土行為を規制する取り組みなどについて記述した上で、今後こうした取り組みをさらに促進するためには、地方公共団体の関係部局間において土地利用に係る認識を共有して、効果的な土地利用のコントロールを行っていくことが望まれるとしております。さらに、都市公園の広場・樹林地や残存している都市内の農地の保全を含めた、都市における緑地の保全をあわせて推進していくことが有効であるとしております。

次に2番目でございますが、これは市街地における浸水が生じた場合についてでございますけれども、「建物の耐水化等」として、災害時の防災拠点、あるいは避難施設などの機能を維持するための耐水化対策を推進することが重要であるとしております。この建物の耐水化については、建築基準法の39条に規定する災害危険区域の指定による建物に係る

構造上の規制・制限あるいは助成措置などによって安全性を向上させる対策が考えられますけれども、ここでこうした災害危険区域の指定、これは私権の制限につながるものであり、また過去に災害実績がない地域においては、浸水リスクに係る情報や分析方法が十分に確立されていないことが多く、一般に規制が困難である場合が多いことに鑑み、「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の作成などにより、説得力の高い情報を整備していくことが重要であるとしております。また、このマップの作成により得られた知見をもとに助成措置を講ずることや、広く周知することにより、建物所有者による自主的な取り組みが進むことも期待されるとしております。さらに、地下空間についても、連続した地下空間における一体的な対策が求められるという点についても記述しております。

次のページでございます。「浸水被害を受けやすい地域における宅地等の利用の回避」について、浸水被害を受けやすい地域では、浸水した場合における生命・財産の安全確保の観点から、土地の使い方の工夫を検討する必要があるとして、具体的には、都市計画法に基づく区域区分を変更し、市街化区域への編入を検討する場合などにおいて、「防災まちづくり情報マップ（仮称）」から得られる浸水リスクの有無やその程度に関する情報を基礎情報として参照することが考えられる。また、マップを広く周知し、自主的な動きが進むことも期待するとしております。

次に、「安全・確実な避難」についてでございますが、「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の活用により、安全な避難行動を阻害する浸水リスクを回避することが考えられるとしています。具体的には、一時避難を行えるような高台の整備、あるいは地域レベルの協定などによって、近隣の高層建築物への一時避難を行えるような仕組みを検討する必要があるとしております。

次に3番目の「浸水に係る災害リスク情報の活用及び効果的な周知」でございますが、まず浸水に係る災害リスク情報の活用といたしまして、一番下の行でございますが、現状で整備されている各種ハザードマップの活用と、まちづくりの観点からさらに利用しやすいような形式、内容でのハザードマップ作成部局による情報提供を進めていくことが考えられるとした上で、まちづくりの観点から、利用しやすいような形式、内容に係る情報として、枠内に活用場面を想定した例を示しております。

1つ目の例をご紹介しますと、建物の更新サイクル。例えば30年、50年と考えた場合に、それを踏まえた浸水対策を検討する場合において、ハザードマップで想定する単一の降雨確率、これが例えば100年、200年といった場合に、それ以外に複数の現

実に発生し得る降水確率による浸水リスクなどに関する情報が提供されることが望ましいとしております。

続いて、枠の下でございますけれども、浸水に係る災害リスク情報の効果的な周知といたしまして、自助・共助の取り組みを促進する観点から、日常生活の中でのハザードマップ情報を身近に目にする機会を設けることが重要だとしていたしまして、ハザードマップの全戸配布、あるいはホームページでの常時閲覧に加えまして、中古住宅の不動産取り引き時に広く利用されている告知書に活用するなど、さまざまな機会をとらえたリスク情報の周知が効果的であるとしております。また、「防災まちづくり情報マップ（仮称）」が作成された際には、行政内部での活用のみならず、地域社会で広く共有し、自助・共助の取り組みにつなげていくことが重要であるとしております。

3番目の「総合的な災害対策の考え方」でございます。ここではこれまで述べました震災対策、水害対策以外のさまざまな災害リスクへの対応方策を検討するとともに、複数の災害対策を講じる場合における相互の影響などについても留意する必要があるとしております。

まず土砂災害対策、続いて雪害対策を記述した後に、ページの下の方でございますけれども、「施策展開に当たっての留意点」といたしまして、ある災害への対策を講じる際に、他の対策実施の観点から悪影響を及ぼしてしまうといった不整合が生じないように留意することが必要であるとしております。例えば、雨水貯留浸透施設の整備を検討する際に、雨水の浸透が地下水位を上昇させて、これが大規模盛土造成地などにおいては震災対策の面から悪影響を及ぼしてしまうといったことがある。これは例示でございますけれども、そういったことに留意する必要があるとしております。

こうした災害対策上の不整合を回避するためには、複数の災害リスク情報を対象とする「防災まちづくり情報マップ（仮称）」を作成し、分析することによって、事前の検証を行うことが可能であるとしております。

また、災害時の要援護者などにとっての避難行動などに関しまして、避難施設や避難路のバリアフリー化の必要性などについて記述しております。

次のページに進ませていただきます。第4章の「市街地復興に関する事前準備」でございます。（2）の「推進すべき施策」ですが、大規模震災の発生後に速やかに地域の復興方針を示すために、対応の段取り、役割分担、被災状況に応じた地区ごとの具体的な復興計画を事前に策定していくことが重要であるとしております。

「このため」といたしまして、平常時から住民組織の育成、協議の場づくりといった取り組みを実施することによって、住民のまちづくりに対する理解と機運を高めておくことが、地域の復興計画を策定していく上で効果的であるとしておりまして、また、発災前の平常時から地区の課題解決に向けた取り組みへと発展し、防災性向上に資する各種事前対策の計画的推進へと結びついていくことが期待されるとしております。

このために、国としては市街地復興に関する復興準備計画策定のためのガイドラインを策定する必要があるとしております。

次のページでございます。第5章としまして、「地域力による安全性の向上」でございます。(2)の「推進すべき施策」といたしまして、①「災害対応力の維持・強化のための人材確保に向けた工夫」でございます。地域における自主的な安全・安心活動の担い手の不足、あるいは担い手の高齢化が課題となっている地区が多い中で、参加者の年齢階層の幅を広げて活動の活性化に成功している地区も存在することから、今後は、まちづくりNPOあるいは参加意欲の高い退職者などが参加しやすい環境を整えて、世代間交流を図りながら対応の実効性を高める工夫がこれまで以上に求められるとしております。また、中心市街地や鉄道駅周辺などにおいては、企業も地域の構成員であり、企業やその連合組織も危機意識と対応策を行政、住民などと連携しつつ持つことが必要であるとしております。

次に、「きめ細かなリスク情報の共有と都市空間の改善に資する活動への展開」でございます。行政のみではきめ細かな地域の課題の把握まで行うことは困難で、地域の人々がまち歩きなどによって地域の課題をきめ細かく把握することによって、コミュニティカルテなどとして、これを共有することが可能になると。また、行政に対して地域のリスク情報を提供することで、地域と行政が共有する情報の充実に貢献することが可能であるとしております。さらに、3つ目の段落でございますけれども、共有された課題の解決に向けて、地域と行政の適切な連携と役割分担により、行き止まり細街路の通り抜け化や拡幅、ブロック塀の生け垣への変更といった、地域の特性に合わせた具体的な都市空間の改善へとつなげることが重要であるとしております。

③の「地域の分野横断的活動に対応した行政の体制づくり等の環境整備」についてでございます。行政から地域へのリスク情報の提供に当たっては、「防災まちづくり情報マップ（仮称）」を活用することなどにより、情報を集約してわかりやすく提供するとともに、地域の活動をコーディネートする人材などの育成や、地域の課題、あるいはまちづくりの提案を行政が受けとめる仕組みなどの地域力が発揮しやすい環境整備が必要であるとしてお

ります。

また、都市計画マスタープランなど都市の将来像を描く際に、地域と行政の連携のもとで地区レベルのまちづくり構想を策定し、進行管理を地域と行政が協働で行うといった連携体制を構築することも有効であるとしております。

次のページに進ませていただきます。「第6章 おわりに」といたしまして、関係各主体の連携のもとでさまざまな取り組みが各地で展開されることが期待されるといたしまして、国、そして地方公共団体をはじめ、地域、企業・市民などの関係各主体への期待を述べた後、4段落目でございますけれども、引き続き検討が必要とされる事項として、4点を記述しております。

1つ目は、この報告では主として地震、水害などの自然災害の対応方策を中心に取まとめておりますけれども、日常生活に密接に関する防犯、バリアフリー、あるいは交通安全などに関する安心なまちづくりの観点からも、幅広い検討を進めていく必要があるとしております。

2つ目として、「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の作成・活用に当たっては、人材の育成をしていくことにも注力が必要だとしております。

3つ目でございますけれども、安全・安心なまちづくりを推進する手法としては、行政による事業実施、法令による規制、補助・税制・保険などの経済的手法の活用、あるいは情報提供による自助・共助の促進などのさまざまな可能性があると、その段落の最後でございますけれども、国内外における具体的な事例も含めた検討を進めて、現行の土地利用状況等の地域特性に応じた都市構造の誘導のための推進方策を整理して、制度設計に結びつけていくことが必要であるとしております。

さらに、高密度で多様な用途を有する各種施設が集積した高度利用市街地における発災時の円滑な避難、あるいは集合体としての安全など、防災面から見た知見がまだ確立されていないリスクについての検討が必要であるとして結んでおります。

以上、長くなりましたけれども、小委員会報告（骨子）（案）についてご説明申し上げました。ありがとうございました。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご意見がありましたら、お願いいたしたいと思っております。いかがでしょうか。どうぞ。

【A臨時委員】 非常に広範な内容で、よくまとめられてきたなと思っております。大きな疑

問点はないのですが、細かい疑問点で幾つかあるので教えていただければと思います。

最初に、7ページあたりの「防災まちづくり情報マップ(仮称)」自体のことなのですが、まちづくりのためにこれをつくりましょうというのは非常によくわかりますし、賛成なのですけれども、これは基本的に市民には見せるものなのかどうなのかというのがちょっとよくわからない。要するに、まちづくりのために都市計画の担当者が持っていればいいのか、そうではなくて、公表を前提とされるものかということなのです。

最初のほうを読んでいると、都市計画の担当者だけが持っていればよいような感じがするのですが、最後のほうはまち歩きでつくってもらいましょうということも書いてあって、やっぱりつくってもらったら渡さないといけないし、そうなったときに、例えば、資料2の3ページのところにサンプルの図がありますが、「避難施設にかかる課題を抽出」ということが書いてあって、サンプルで洪水時に浸水するおそれのある地区に避難施設があるとかを正直に書いてしまうと、住民がやや混乱する情報も入ってしまうのではないかということが気になりましたというのが1点目です。それに関連しますけれども、例えば資料3の18ページのところで、避難路を考えましょうというところですが、避難路のバリアフリー化ということは、まちづくりの観点からもちろんこういうことになると思いますが、ちょうど去年の兵庫県の佐用町の洪水みたいに避難の途中で流されてしまったことがあったりするので、場所によっては避難させないほうがいいのか、そういう意思決定にも使うようにされるのですか。それが2点目です。

あともう1点だけ。資料3の19ページの一番下に、「『市街地復興に関する復興準備計画(仮称)』策定のためのガイドライン」とあり、個人的にはこれは非常におもしろく、興味を持っているんですが、中身がちょっとよくわからなくて、結構これはすごいのではないかなと思うのですけれども、これは具体的にどのようなものをお考えでしょうか。参考資料のほうにも書いていなかったもので、中身がちょっとわからなかったということです。以上、3点です。

【委員長】 3点ほど。では、お願いします。

【都市・地域安全課長】 ありがとうございます。まずこの「防災まちづくり情報マップ(仮称)」を市民にどのように見せていくか、あるいは、見せるのか見せないのかということも含めてということでございますけれども、これは基本的に市民とも共有していくという考え方でございまして、3ページの一番下の(2)のちょっと上のところです。「そのためには」というところで、災害リスク情報を整備して、行政、地域、企業・住民で共有

していくということを記述させていただいております。

ご指摘のように、見せ方が非常に重要であり、住民の方に混乱をさせないような見せ方ということが非常に重要になってくると思います。そこはこの「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の作成あるいは活用の指針といったものをしっかりと整理して行って、あるいは事例を整備して、これを公共団体の方にお示しできればと考えているところでございます。

それから、避難路のバリアフリー化、あるいは避難路が逆に災害時に使えなくなってしまう、危険な避難路があるというお話でございます。これもまたまさしく「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の分析によって、どういう避難路が水害の際に役に立つのかといったことも十分に分析をして、そういった情報を地域の住民の方にお示しすることが有効になってくるのではないかと考えております。

それから、復興のガイドラインということでございますけれども、これは例えば東京都において、平成9年に都市復興マニュアルといったものをおつくりになられておりまして、それに基づいて震災復興のグランドデザインというものを平成13年にまとめられているということで、この中では、復興の目標でございますとか、あるいは復興の都市像を示すといった観点から、土地利用の方針でございますとか、あるいは都市施設の整備方針ですとか、あるいは市街地復興の基本方針に関する骨格的な考え方といったものを示す、そういった内容になっておりまして、そういったものを参考にしながら整備していきたいと考えております。

【A臨時委員】 はい。

【委員長】 ほかにどうですか。はい、どうぞ。

【B専門委員】 なかなか立派なものをまとめられつつあるという感じがいたしました。

最初からあまり議論に加わっていなかったもので、「はじめに」のあたりで気になったのは、背景の把握のところ、環境負荷という言葉と、それから未知の活断層という背景が出ていたと思うのですが、それ以上に持続性への危機みたいな意識とか、あるいはプレート型の大震災に関するというのは、もうここでは議論しないのかと感じました。すなわち、「はじめに」の中に若干前提とする背景が抜けているのかなという気がいたしました。環境負荷も単なる環境負荷だけでなく、持続性を脅かすという視点での環境負荷で、それは今日大分変わってきているところで、将来に向けて単なる環境負荷という書き方でないほうがいいのかと思います。

それから、もう1つの未知の活断層という表現がありますが、もともとよく知られているようなプレート型に対してもやはり対応していかないといけないということが、「はじめに」の中で抜けていたという気がいたしました。

それから、今、A先生のほうからもあったんですけども、ちょっと気になりましたことは、安全・安心なまちづくりという話をするとき、今回の提言の骨子でも、防災計画の話が出てきています。防災計画は防災上の課題として、現在ある都市であるとか地域の問題として捉えられているわけです。現在、このまちをどのようにリハビリしていくのかという問題がまちづくりの問題なのか、それとも真っさらなところに全く安全で安心なまちづくりをすることが重要なのか、それはアプローチが違うと思うんです。多くのところは、現状に防災上の問題を抱えているところが、それを何とかしてリハビリ、あるいは新しいものを修復していかないといけないという課題であるということの認識がもう少し書けたらいいのかと思います。すなわち、防災計画上の課題の話とまちづくりの課題の話が若干区別されていないがために、先ほどA先生からあったような質問が出てくるのかなという気がいたしました。

すなわち、今のまちの持つ脆弱性という意味で安全・安心が欠けているところはどこか、それをクリアするためにいろいろな部署が防災に対応しているわけですね。その中でハザードマップをつくられたり、いろいろな対応をしている。これを抱えながら、まちづくりは何をサポートしていくのか。まちの構造上の問題として今の防災上の課題が解決できるところはどこか。あるいは、防災上の問題のネックとなっているところはどこなのかを洗い出して、それをクリアにする。それは避難所の問題だったり、避難経路の問題だったり、構造を改善する。もう1つは、まちの持つ、あるいは都市の持つ、あるいは集積したところの持つ社会的な構造も、実はまちづくりに起因しているんだという認識で、社会的な部分もまちづくりを改善してやれば、ひょっとしたらクリアできるかもしれないものもある。事実そういうものが書かれていると思うのです。

そういう視点をこういう文章に書いていくと、確かに入っているなどはと思いますが、やはりこういうものができた後に皆さんに説明していったりするときには、もう少し我々の議論の構造性をしっかり示していくことが重要かと思いました。

もう1つ気になったのは、例えばハザードマップの話なんですけれども、情報提供という言葉が出てきました。A先生のほうからの情報はだれに対して発信しているのかというのは、防災の話は確実に市民と市町の首長に対して、いわゆる避難勧告を出す人とか防災

活動をされる方に出しているという話のハザードマップと、まちづくりの中で一体どのような意味で情報提供していかなくてはいけないのかということがあり、都市計画者がどういふところに問題があってまちづくりを変えていこうということとともに、やはりまちづくりは規制とか誘導でしか動かないわけだから、市民に理解されないと安全なものにリプレースされていかないという意味で、市民にも情報提供が必要だというような論理構造をもう少し明確に、すなわち私は構造的と言いたいのですけれども、この提案書を出す論理の構造的なことをもう少し明確にしたい。すなわち安全・安心を阻害しているのは、今のまちの持つ構造的な問題と社会的な問題の、そのうちのどれがまちづくりによって解消されて、それを仕掛けるためには、大抵の場合は規制であったり誘導であったりするのために、市民の協力あるいは理解が必要だという構造的なことをしっかり示さないと、なかなかこの文章を理解できないのかなという気がいたしました。

最初に来まして、議論に参加していないがために余計にこういうことが気になりましたので、発言させていただきました。

【委員長】 ありがとうございます。

【都市・地域安全課長】 ありがとうございます。何点かいただきましたけれども、最初に対象とする災害あるいは環境負荷の問題をご指摘いただきました。そこはもう一度精査いたしまして、よりご理解いただきやすいような表現を工夫したいと思っております。

それから、後半のレポートの全体の論理構成といいますか、構造をもう少し明確にするという点につきましても、ご指摘の内容を踏まえまして、さらにわかりやすいような表現に整理していきたいと考えております。

【委員長】 ほかに。どうぞ。

【C臨時委員】 今、議論されている中の1つ、情報の開示の仕方というところで、特に行政の内部で使うということであればいいのですが、一般市民が使う場合に、地図というのが、スケールとか地区別とか、今、いろいろなものが非常に使いづらい現状になっていて、だから、精度とかスケールとか地図のつくり方そのものの指示はかなり書かれそうなんです。市民に対してということであれば、情報提供のメディアまで含めて、あり方などを少しやらないと、実際には非常に使い勝手の悪いものになると思います。それから、特にスケールの中でもちょっと気にしているのは、非常に詳細な地図、自分の家がわかるような地図が出てきたときに、他人がそれを利用するときの問題点みたいなことがあるのかなという話が気になるので、行政内部で使うものと市民に示すものはちょっとス

タンスが違うので、その辺の使い方の話をぜひ議論しておいたほうがいいのかなというのが1つあります。

ただ、全体の中でこういうリスクマップ、情報マップ、ハザードマップと言われているものは世界の中でも随分たくさんあるわけですが、日本の場合は使用目的が一般の人の避難誘導というところに限られていて、リスク意識の啓発のようなところに使われているわけです。ところが、ほかの国では民間のインシュランスのために使ったり、行政の内部の制度の中に位置づけていくということがあって、非常に偏った使い方をしているので、そういう意味で、情報をどう使うかという視点から見直そうということが随分書いてあるのだと思うのです。そういう意味で、ぜひ行政の内部で、特に都市計画分野の中でこういう地図をもとにして、他の部局と情報共有を図りながらまちづくりをやっていただきたいということが願いになっているのだと思います。

ただ、実際に使おうとする自治体においては、これにおいて具体的にどういうことができるかということが、これだけのインストラクションだとあまりアドバンテージが見えてこない可能性があって、そういう意味で、実際の都市計画分野の具体的な事業において、こういうマップをどう使えばどういうことが可能になるのかということ、これは後でいろいろな事例集であるとか、調査するという事は書かれておりますので、その中で、ぜひこういう可能性があるのだというところを詰めていただきたいと思っています。それによって自治体側がこれを使えばうまくいくかいかないかということがわかれば、展開できると思います。そこが命のような気がしますので、ぜひそのあたりをお願いしたいと思っています。

【委員長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【D臨時委員】 こういうものができ上がって、世に問うというときに感じるのですけれども、何かこれから新しいものをつくろうとか、100年後にこんなものができ上がるものを目指そうという話ではなくて、今まで嘗々とそれぞれ受け持つ範囲でばらばらにやってきたものを、実はそこだけでは解決しない問題がいっぱい出てきたので、重ね合わせて一緒にやっという話と思うのですが、そうすると、これからやらなければいけないことがこんなにいっぱいあるという、それはわかるのですが、そればかりではなくて、よくやってきたというのがいっぱいあるのだと思います。

まだやり残したところとか、見落としていたこととか、あるいは誰もとらない外野フライみみたいに、誰がとるのかわからなかったのも誰もやらなかったとか、そういったものを

これからどうやって見ていくかという話であって、1枚の紙に書いてみると、それを全部やらなければいけないということではなくて、その中に誰もとらなかった外野フライみたいなものがぼつぼつとあるというものを描き出したものかなと私は思っていたのですが、ご説明を聞いてみますと、何か全部これから新しくやらなければいけない話のように聞こえてしまうのです。そうしたら、今までと営々とやっていたものは一体何だったのだろうと。だから、これからこんなにいっぱいやらなければいけないという話ばかりではなくて、やっぱりここまでやってきた、もう8合目まで来ているとか、そういう展望の上でやり残したものがこれだけありますという話でないと、何かちょっと違うのではないと思います。

ですから、防災まちづくりという、どなたか言われたように、これから新しいまちをつくるのですかという話のように聞こえるのですが、そうではなくて、今まで我々が営んできたまちの営み方を少し見直していくのだという語り口が欲しいなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

【都市・地域安全課長】 ありがとうございます。ご指摘いただきましたように、この「防災まちづくり情報マップ(仮称)」ということキーワードにいろいろ織り込ませていただいておりますけれども、おっしゃるように、必ずしも今までやってきたこととはまた別のことを一からやるということではなく、これまでのさまざまな取り組みなり、あるいはいろいろなまちづくりの取り組みもございますし、さらにはリスク情報を整備してきた取り組みもいろいろあるわけでございますが、それをベースにした上で、さらに積み上げていくためのツールとしてご提示をさせていただいているわけでございます。

先ほど見落とししたところがあるというお話もいただきましたけれども、さりながら、いろいろなハザードなりリスクが大きくなっていくという状況の中で、従来やっていなかったことも少し取り組まなければいけない場面も想定されまして、その際には、まちづくりで何かをやるときに、従来型の情報だけでは十分な説得性を持たない場合もございます。そこを例えばまちづくりで動かしていこうとするときに、それはいろいろな政策ツールがあると思います、規制であったり、あるいは助成であったりすると思いますけれども、何かやる場合は、それがきちんと住民の方、あるいは地域の方々にちゃんと理解される、そのためにそれなりに必要な説得性のある詳細な情報、あるいはきちんと都市の情報と災害リスクの情報を重ねたものをきちんと用意することによって、さらに従来の取り組みよりも一歩進めていけるのではないかという考え方でございます。いずれにしましても、これまでやってきたことをきちんと評価しながら、もう一歩進めていくのだという表現がうま

く伝わるような工夫をしてみたいと考えております。ありがとうございます。

【委員長】 では、お願いします。

【E 専門委員】 三条市長のEと申します。よろしくお願ひいたします。拝見させていただいて、またご説明を伺っている中で、私も実はB先生と同じ感想を抱きました。ただ、中身がどうのこうのということではなくてですけれども、例えば三条市の場合、新しく何か急成長を遂げているまちの要素があるんですかということ、恥ずかしなならないというのが現状で、今、ほぼでき上がっている都市の構造があつて、緩やかに成長なり変化を遂げていくというのが現状なんです。

おそらく大多数の市町村というのはある程度でき上がっているところがあつて、新たな変化を緩やかに遂げようとしている。それは、長期的には必ず変化を遂げていきますから、それに向かった長い面を見たときに、どういうふう誘導していくんだという視点は絶対に欠かすことはできないと思いますので、これはこれとしてしっかり書いていかなければいけないと思うんですけれども、他方で大多数の市町村は、どちらかという対症療法的なところをどういうふうにもまず持っていくのかといったところに、ものすごく強い関心と期待を寄せているところがあります。ですので、この中を拝見いたしますと、全国1,750ぐらいある市町村のまちをどういうふうにも持っていこうとしているのかという長期的トレンドと同時に、対症療法の方を両方ともせつかく書いていただいているので、そこがもう少しきちんと棲み分けがなされる方がありがたいのかなという気持ちは若干持っております。

その上で、例えば私ども三条市は6年前に水害があつたばかりですので、どうしても水害対策のページばかり目についてしまうんですけれども、基本的には三条市もそうですし、おそらくほかの地方都市もそうだと思うんですけれども、田畑をつぶして都市化を進めてきているというのが基本だと思うんです。そうすると、田畑をつぶして都市化をするということは、それだけ貯水保全能力がその分だけ低下していることは間違いない事実だと思うんです。そうすると、そこを対症療法的にどうやって内水対策を進めていくんですかといったところは、かなりの市区町村の首長も、そこに住んでいただいている皆さんも、大きな関心事項として寄せているはずなんだろうなというふうに思うんです。

そうすると、数限られた残された農地をどういうふうにも保水機能を維持・向上させていくのか。例えば田んぼダムだったら田んぼダムをやっていきますということとあわせて、今度は都市サイドに入り込んできたときに、そうはいったってピンポイントで公共施設な

り民需なりで建物ができる、公共施設ができるというタイミングをとらえて、都市サイドとしてカバーし切れるところは何があるんでしょうかということもやっぱりもう少し書き込む必要があるのかなと思うんです。

具体的には、13ページのところで調整池の話であったり雨水浸透貯留施設の設置に係る支援措置の話が出ているんですけども、例えばここに書いてあることがそこも包含しているのであればあえて申し上げませんが、普通、調整池というのは、自分が田んぼをつぶして開発しますというと、その開発した部分に係る部分だけ基本的には雨を一時的にため込む量だけ調整池をつくる。それが規制されているわけですね。それは当たり前といえば当たり前だし、当然の理屈といえば当然の理屈ですけども、せっかくこれから先、安全・安心なまちづくりをどうやって推進していくのかということを考えると、そこだけでとどまってしまうたら、せっかく長期のトレンドも打ち出しているながら、対症療法が全然それと違う方向を向いてしまったらおかしいのではないのでしょうか。

私はそのために選挙をやってしまったんですけども、小学校の統廃合にあわせて、例えば三条市で新たな学校をつくり出すというときに、ただ単に学校をつくるだけではなくて、新たに確保している用地の部分の雨水に対応できる調整池をつくるだけではなくて、近隣の内水対策も全部ひっくるめる形での、要はキャパシティの想像以上に大きい、予定されているものよりも大きい調整池をつくりましょうということもあわせて、これは内水機能の保全ということで、今、進めようとしているんです。

こういうことが、例えば地方都市なんかでよくあるのは、民需でスーパーをつくり出すと。そうすると、間違いなくより面積をつぶしていくのは駐車場なんです。その駐車場をどうせつくるんだったら、そのより深い構造のものを一時的に湛水できるようなものをつくってくださった事業者さんにはより手厚い優遇税制を設けますとか、あるいは助成制度を設けますというような、まち全体に対してさらに貢献するという事業所さんに対しては新たな優遇制度を設けますということができれば、対症療法的なものとしてみんなが飛びついていって、結果としては、水害の関係でいえば、その対症療法であったはずの取り組みが、全体として望むべき長期トレンドのほうに結びついていくことができるのかなというふうに思いまして、ご意見させていただいたのが1つです。

もう1つ気になったのは、14ページの最初のポツのところですけども、「今後、さらに取り組みを促進するためには、地方公共団体の河川部局、都市部局、農林部局等関係部局間において」ということで、ここはちょっと発言しようかどうか迷ったんですが、せつ

かく防災計画の話も少し出たものですから、あわせてご参考までに申し上げることができるのであれば、確かに地方公共団体の河川部局、都市部局、農林部局の連携は必須として連携していかなければいけない。ただ、それだけで土地利用のコントロール、もしくは運用面のコントロールができるんですかという、私はそうではないと思うんです。

例えば三条市の場合は、直轄河川としての信濃川が流れていて、その水門はだれがコントロールしていますかといったら、国交省さんがしていると。ところが、そのすぐ下流には、今度は農水省が農水用のために用水を上げるところがあります。それはどこが管轄しているかといったら、農水省本省がやっているわけです。今度、まちなかに入っていきますと、まちなかは基本的には三条市役所が見ていますけれども、現実にはかなりの面積の部分の排水機能については、土地改良区が握っているわけです。そうすると、この表現だけだと、地方公共団体の河川部局、都市部局、農林部局と言ってしまうと、国の出先機関はどうするんですか、県はどうするんですか、土地改良区はどうするんですかといった大事な要素がすごく抜けてしまって、おそらくこれだけの表現だと、万が一水害があったときに、30%も対応できないと思うんです。やはりまち全体としてせっかくやっぴいこうよという書き込みをしているくんだりなのであれば、地方公共団体に限定するというよりは、むしろもうちょっと現実にプレーヤーとして参画をしていただかなければいけないところにも具体的な記述を入れ込むことができればいいのか。最終的には都市計画というところでの拾い上げとして、地方公共団体という表現におさめていくというような記述ができればなおいいのかなと思って、発言をさせていただきました。

【都市・地域安全課長】 ありがとうございます。まず一番最初の点の大きなまちの都市づくりの将来像にかかわる部分と、それから個別の対症療法の部分との書き分けの問題ということがございましたけれども、現在の構成は、2章の中でまちづくりの観点から都市の将来像。例えば集約型都市構造への誘導という話ですとか、あるいは防災の都市づくり計画をつくるとか、あるいは都市計画のマスタープランに反映させていくとか、そういった内容を記述した上で、個別具体の対症療法につながるような内容については3章以下に整理するという構造で整理させていただいておるわけでございますけれども、なおもっとわかりやすい整理の仕方があるかどうか、さらに検討させていただきたいと思っております。

それから、雨水貯留浸透対策について、いろいろなやり方があるということでございますけれども、インセンティブの話についていろいろご指摘をいただきました。現在もいろ

いろな助成措置、あるいは税制上の措置などがあって、そういったものを組み合わせながら雨水貯留浸透の設置が進められておりますけれども、今後さらにおっしゃっておられました長期的に見たキャパシティーの高いものがどんなふうに進めていけるのかということについては、このレポートの中にどこまで詳しく書いていくのかということもちょっと考える必要があらうかと思っておりますけれども、実態などももう少し調べて整理をしていきたいと思っております。

それから、最後におっしゃいました連携の話、まさにご指摘のとおりだと思っております。該当の部分、確かに公共団体のことしか書かせていただいておりますので、関連するいろいろな施設を管理している方々、部局、そういったことについても適宜表現をもう少しわかりやすいような形で整理をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

【委員長】 ありがとうございます。ほかに何か。どうぞお願いします。

【F 専門委員】 私は、お話を伺っていて、この仮称が気になりました。「防災まちづくり情報マップ（仮称）」というと、まず防災ありきでまちづくりを考えましょうというように捉えられるような気がします。そこで例えば、都市計画の中で防災の視点を忘れずに、関係する機関にも防災情報を都市計画の中に生かしてほしいというメッセージにつなげるためには、「都市計画に生かすための安全・安心情報マップ」という名称が分かりやすいかと思っております。また、今回の対象が震災や水害なので（地震・水害編）というように、今後別の災害にも展開できるような名称が良いと思っております。それから、資料2の3ページで、「防災まちづくり情報マップ（仮称）」のイメージがありますが、この「防災まちづくり情報マップ（仮称）」は、国交省が主体となつてつくるのではなく、地方公共団体でつくるためのガイドラインであり、どのような視点でつくるのが望ましいかという内容を示していくのですね。そうしますと、地方公共団体が抱える問題を考える必要があります。地域公共団体の公式ホームページをご覧になれば、防災にどれほど力を入れているかが情報量やその内容によって見て取れます。ハザードマップの整備状況や、発信方法にも大きな差が見受けられます。地方公共団体の防災への取り組みによっては、市民へ情報発信が積極的に行われず、十分に伝わらない可能性もあります。そのため、「防災まちづくり情報マップ（仮称）」においても、国交省のポータルサイトで発信する必要があると思っております。

ところで、情報を提供する際の手法について、災害の事象別に危険度マップを重ね合わせていくと、この地域は非常に危険であるところが出てくると思っております。危険を知らせることは重要ではあるものの、あきらめの気持ちにさせないことが大切です。様々な災害が

発生する日本では地震、津波、火山、風水害、雪害、土砂災害、竜巻など、安全な場所を見つけることが難しく、危険度マップに該当しない場所はほとんどないのではないかと思います。ということは、危険、危険、危険ということではなくて、例えば洪水時に浸水するおそれがある地区に立地しているということがあったときに、どのようにすれば被害を軽減できるかという対応策をポップアップさせて示す、リンクさせるなど、1つの画面で情報をたくさん伝えると良いと思います。同じような問題を抱えている他の地域のまちづくり事例を紹介するなど、解決策も同時に見せてあげられるような情報が提示できると、この「防災まちづくり情報マップ（仮称）」への関心も高まり、まちづくりに防災の視点が活かされると思います。

以上です。

【都市・地域安全課長】 ありがとうございます。最初に「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の名称についてご指摘いただきました。いろいろな名前のつけ方、これからも検討していきたいと思っております。そういう意味で、まだ仮称というふうにつけさせていただいております。これで決めているわけではございませんので、いろいろなお知恵をいただきながら、また中身がこれからどうなっていくのかということももう少し練っていきながら、考えていく必要があろうかと思っております。

それから、いろいろなハザードマップについての出し方の問題、いろいろご指摘いただきましたけれども、まず現在もいろいろな水害とか地震に関するハザードマップについて、国土交通省でもポータルサイトを持って、いろいろ情報提供させていただき仕組みがございまして、今回の「防災まちづくり情報マップ（仮称）」はまさに途中でお話がございましたように、地方公共団体につくっていただくわけですが、従来と違うところは、同じ災害でも、地震とか水害とか幾つかを横断的に総合的に見てみようという話と、それと、都市に関する情報とも重ね合わせてみる。そのことによってまちづくりのほうからどのようなことが防災面でできるのかということをしてできるだけ説得性のある情報としてまとめていくという、その辺に特徴があると思っております。ご指摘のような形で、国交省のほうでもできるだけたくさんの公共団体に取り組んでいただけるような工夫をしていきたいと考えております。それがいろいろなつくり方の指針でございまして、あるいは実際に取り組んでいただけた場合に、非常に先進的に取り組んでいただきたい例といったものをできるだけ広くお示しをして、これだったら我がまちでも取り組めるということを感じていただけるような環境づくりというものをきちんとしていきたいと思っております。

それから、いろいろな危険度について、説明の仕方ということが非常に大事だというご指摘がございました。まさにおっしゃるとおりだと思いますので、いろいろなリスクについても、どういうことを前提にしたリスクなのかということをもまずはきちんとお示していく必要があるかと思えます。その上で、これに対してどんな対策があるのかということも、できるだけ整理をしてお伝えできるようなことをこれから考えていく必要があると思っております。ありがとうございました。

【委員長】 私からもちょっと幾つかお話をしたいと思えます。1つは、「安全・安心」、あるいは「安全で安心して」というふうに書いてありますが、これはC先生がご専門ですけれども、安全という概念と安心という概念は実は結構違うと思えます。問題の本質というのは、実は安全でないところを人々は安心して住んでしまっていると危ないとか、そういうところも結構あるような気がします。まさにこのマップというのは、災害という意味で考えれば、安全と安心をなるべく結びつけていくような働きがあると思えますので、安全と安心と、枕詞のように同じように使うのではない配慮が必要であると思えました。

それから2つ目に、データの公開の話で、市民にという話があるのですが、一方で、ある程度できれば、少しデジタルデータのものを合わせて、なおかつ例えば一定の災害確率のもとだけではない、さまざまな見せ方というものがあると思えますので、そういったことも含めて公開することも考えてもいいのかなと思えます。その際、海外だと保険に使っているという話があるのですが、一方で、保険等に使ってもらってもいいのではないかと私は思えます。そういう形で、保険料が違うことによって、むしろ一般の方々に気づいていただくというのも重要ことだと思います。あるいは、ここには書いていないですけれども、地震保険の料率だとか、地震だけではなくいろいろな保険に結びつけていくということも重要であると思えます。

それから、一方で留意しなければいけないのは、これはある想定に基づいた値であり、これは私は専門ではないですけれども、やっぱり精度という意味で言いますと、ある程度幅のある情報というふうにかえたほうがいいと思えます。そのあたりを上手に伝えないと、一方で全く気にしてもらえなくなりますし、一方で必要以上に恐怖感を与えてしまうことにもなりかねないですので、このあたりは出すときに工夫が必要であるという感じがいたしました。特に専門家に対してはどのような前提で計算したのかというのを付随して出すとか、あるいは一般の方にはむしろ対策という意味で、先ほどF委員もおっしゃっていましたが、例えばこういうことをするとこういう地域だといいいのですよというような

お勧めメニューというのでしょうか、例えば地下室は居住室にすると危ないですよとか、電源なんかはあまり下のほうにとらないでくださいとか、いろいろあり得ると思うのですが、そういう対策を前面に出した形で出すと、一般の方にはむしろわかりやすいと思います。

その中で、特に私が重要だと思いますのは、個で対策できるものと一人では対策できないものがあると思いますが、個で対策できるものに対してはもちろん出すわけですが、個で対策できないものが何かということをはっきりとすることは、実は行政にとってこういうものをつくる際の非常に重要な情報ソースになると思います。そのあたりをもう少し強調してもいいのかなと思いました。

それからもう1つ、公でやるときの対策として、先ほど公園の話もありましたけれども、いろいろな施設、これは民間の施設も含めてですが、複合機能化していく。その中で、防災機能を高める複合機能化をしていくということが、今後、いろいろなところで求められると思います。例えばそういうことに対する促進策だとか、そういうものを考えていく上で、あるいは例えばある種のボーナスを都市計画的に与えるときの1つのソースとしてこういうものを使うというのは、今後まちづくりと非常に結びついていくと思いますので、そんなことも少し書き込んでもいいのかなと思いました。

【都市・地域安全課長】 ありがとうございます。前提条件が単一の情報ではなくて、複数の情報の必要性については、16ページに少しご紹介申し上げました。まちづくりの観点から使いやすい形式や内容に係る情報ということで、先ほど一番上のものをご紹介いたしましたけれども、例えば2つ目ですと、「建物の耐水化」ということを考えていく上では、街区などに応じたよりきめ細かい縮尺での最大浸水深が必要だとか、検討する施策に応じて、いろいろな情報の集め方、あるいは分析の仕方が出てこようかと思っています。その次の「安全・確実な避難」について考えるときには、今度は避難のための時間的余裕の有無に関する情報が必要だとか、あるいは、さらに相当突っ込んだ規制誘導策を考えていく場合には、複数の規模の外力による洪水・内水、同時に解析可能なモデルをつくってみるとか、実際にそういうことに取り組んでいらっしゃる自治体もございますので、そういった面から複数の情報の分析が必要であるということは十分認識しているところでございます。

もう1点、保険の話につきましては、海外で水害リスクを反映した法的な保険制度があるということも伺っておりまして、他方、我が国では一般的には民間の総合型の火災保険、

総合保険の中で水害による損害も補償しているという実態があるようでございます。大手の損保会社にもお伺いしたところでございますけれども、やはり水害保険を独立したものとして構成していくためには、まさに地域ごとの水害リスクをどういうふうに反映させていくかといった、保険商品としての制度設計のあり方といった、いろいろな課題がまだまだかなりあるそうでございまして、今後、引き続き課題としていろいろ勉強してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

【委員長】 はい、どうぞ。

【G委員】 大体皆さんがおっしゃったことに尽きているのですが、リスクを認識しないと対応できないということで、こういう情報マップは非常に重要だと私も賛成です。対策等を絡めた形で提供するというのも重要で、今の一般公開というお話では、今日のお話にあったように、やっぱり危険を指摘するならば、危ないところに住んでいるよというならば、こうしたら何とかなるよとか、こういうふうにしますよという施策をやっぱり伴わないと、その人の個人の持っている資産の価値を下げることにもなるので、危険な気がします。対策が示せるものばかりではないと思うのですが、対策が示せない場合であっても、やっぱり情報提供というものは積極的にやっていくというスタンスでしょうか。これは確認です。

それから、先ほどの白地の地域から云々という話と、それから現状でいろいろなまちがあって、そこから現状のものをベースにやるということですが、要するに、既存不適格みたいなものがそこに存在していて、あるリスク情報を整備して出してみると、ここはこんなに危険な場所で、とても住むべきところではなかったと。だけど、その人は既にそこにある程度開発もあって住んでいると。そういうものについて、何か特別な手当とか、特段な対策みたいなものも、これは地方自治体に任せてリスクの判断や何かはやらせるのだけれども、それについて国として救うような何か新しいものを、大きく施策を打ち出すとか、そういうことを伴ってやるのか、何かやったほうが良いような感じもするのですが、資料4の3-10のところ、大規模盛土造成地で地滑りが起こりそうなところに住んでいる場合であるとか。これはいろいろなところがありますよね。3-19のところ、これは開発するときに対応するというのですが、これは既にそういうことが起きていて、先ほど少しお話もあったかもしれませんが、既に既存不適格的に住んでいるというところもあると思いますので、その辺がちょっと気になりました。

それからもう1点ですが、これは事情があるのかもしれないけれども、資料4の5-3

ページです。こういう地区の改善について、市民も一緒にやっているよという例が出ていますが、やっぱり普通に考えると、これよりは今日の資料では次の課題みたいになっていきますけれども、交通安全の点検ということのほうが実際に全国的にも進んでいてやられていると思います。何でそれがここに入っていないというのが、率直な疑問です。

以上です。

【都市・地域安全課長】 ありがとうございます。まず情報提供の考え方でございますけれども、基本にご指摘ありましたように、こういったリスク情報をきちんと整理して分析をするということは、市民あるいはその地域でも共有していくということが基本的な考え方だろうと思います。

ただ、具体的にどういう情報をどういう形で出していくかというのは、またそれぞれその地域の行政機関の考え方も当然ある程度あるのではないかと思いますので、もちろん基本的な考え方はどんどん出していくということだろうと思いますけれども、どういう形で一番わかりやすくお伝えするのかということは、地域のご判断ということも当然あるのではないかなと思います。

それから、既存不適格などを含めて、いろいろな手当を考えていくというのは、一般論として考えるのはなかなか難しいのですけれども、資料の中にもございましたように、いろいろな行政ニーズに合わせて手当を講じていくということはこれまでもございますし、これもまた地域の実情に応じて、交付金制度なども活用しながら、いろいろな支援制度を講じていくということもあるのではないかと思います。

それから、最後に交通安全のお話がございました。ご指摘のように、今でもこういった地域力でいろいろ交通安全のチェックなどがなされているというのはご指摘のとおりでございます。今回は、そういったソフトな活動に加えて、都市づくりとして実際のハードな都市環境の改善という点で、さらに都市空間の改善ということで何かできないかという観点で書かせていただいております。

【G委員】 交通安全のほうはチェックした上でその対策をやっていますので、物理的なものは多少入っていると思います。それから、具体的にならないということですが、要するに、危険なところに住んでいて、安全でないところに安心して住んでいただけれども、安全でないことがわかったので自分で転居したいと思ったときに、それを支援するような仕組みみたいなものが、この流れでいくとそういうものが欲しいと思うのですが、その辺のことが少しあるといいと思います。

【都市・地域安全課長】 まさにいろいろなところを居住地として選択されて住まわっていて、そこが結果的に危険なところだったということで、その場合にどこまで行政として転居なり対策を支援するかということでございますね。ここはなかなかそのレベル感といえますか、どういうやり方をするかというのはいろいろなケースに応じて考えられると思いますけれども、基本はまずはいろいろな情報を提供して、自助としてきちんとやっていただくということが中心だろうと思います。そういった情報を提供することによって、またいい安全な場所をきちんと選択していただけるような動きを期待したい。そういう考え方もあるかと思えます。

【委員長】 どうぞ。

【B専門委員】 今のことに関連しまして、防災上の問題というのは、都市づくりでも見ていただかなければいけないという話がありますが、それ以前に、防災上の問題はそれぞれのところで、例えば水害だと河川管理とか、いろいろな形でまず安全性を確保する。日本は今まで水害に関しては河川局系が一生懸命手当していたんだけど、それだけではとてもじゃないけどやっていけなくて、やはり根本的な問題も都市の中に内在しているので、都市計画でもやるという、まさにさまざまな行政の連携で防災上の問題はつぶしていく。逆に、都市は必ずしも防災の機能だけではなくて、それ以外の機能も兼ね備えていなければいけないというのは当然だし、都市が他の機能をきちんと確保しようとするがために、ある意味で安全性を度外視してきたところも実はあったのかもしれない。その反省もきちんと書いていかなければいけないようなところがあると思います。

歴史的な景観に関してだけは、ここの中に述べています。歴史的景観という景観、あるいはそういったものについては安全性の問題をまた別にうまく組み合わせで考えなければいけないですよという話が1つあるのと同じように、都市が発展してくる過程で、やはり安全性を阻害して進めてきたところも少なからずあったかもしれない。そういうところもやっぱりきちんと抜き出して、どういうふうにしてそれをカバーしていくのかということやはりしっかり書き込まないといけないという気がいたします。

それからもう1つは、大抵の問題が行政的あるいは政治的な手段によって解決していくということのほうが多いたというのは、三条市長さんのお話の中にもある。でも、それがほんとうに論理的にバックアップされているかどうかハザードマップであったり、あるいは都市機能も含めて、機能がどのように評価できるかということなので、それができる技術をやはり技術者としてしっかり持っておいて、実際には個別個別に地下浸透貯留が

進むにしても、一つ一つ進んだって、実はそんなに意味がないというのはおっしゃるとおりで、やはり総合的に都市計画としては地下浸透貯留ができて、ここではだめでということをしっかり出すという意味で、機能評価マップとしてのハザードマップみたいなものが必要だし、そうであれば、都市の持つ他の機能みたいな評価マップを別につくっておかないと、やはり必ずしもうまくいかない。この部分を避難のときの最適ルートにしたいといっても、それがほんとうに他の都市機能とマッチングしているのかどうかということのチェックなんかもできるような仕組みが、やはり実際にやっていくときには必要になってくるだろうという気がします。

それから、対策がとれないからほうっておくのかという話は、場合によっては防災部局で対応するものもあるだろうし、最近では水害に対応できないところでは防災部局がいわゆるリスク対応みたいな形で避難を確実にやれるような仕組みをつくっていく。ただし、それでも危ないところに住んでいる人たちが避難できればそれで解決するのではなくて、長期の計画の中では、やはりそういう避難活動をしなくても安全になるような体制をつくっていかないといけない。それは防災体制、例えば治水とか、そういうものだけではなくて、実はまちづくりも一緒になって、やはり安全・安心な地域づくりになっていかないといけないのだろうと思います。

だから、ある意味で対策がないのに情報を出すのは非常に心配するところもあるんだけど、何とかして命からがら逃げていただくという1つの防災上の対応もありますし、都市づくりと地域づくり、あるいは川づくり等、いろいろなものは総合して、長期になるのだけれども、いずれは安全なレベルというのも国としては考えているのですよということはやっぱ国民に言っていくべきだという気がします。ただ、時間的には長くかかるものもあれば、すぐにできるものもあるという言い方でしかないのかなという気がします。

【委員長】 今のお話、ちょっと微妙だと思ったのは、どこでも必ず安全にしたほうがほんとうにいいのかというのがあるような気がするのです。現在、都市が縮小している中で、むしろそういうところから先に非都市化していくという選択肢は当然あると思います。

【B専門委員】 当然あると思います。だから、私が申し上げたのは、まちづくりと一体化していかないと、低平地だからといっていつも堤防で守ってやらなければならない状況というのは、やはり国としてもナンセンスだし、そこをどういう時間をかけてやっていくのか。まちづくりと連動しないと、いつまでも今までのツケで低平地に展開した人まで守っていかなければいけないし、ある意味では、地域発展とか都市開発をむやみに許して

きた、昔から住んでいる人が危なくなったというのはまた問題が別ですけども、最近、危ないとわかっているところまで都市開発が進まざるを得なかったようなものについては、そういったまちづくりの規制と連携しながらいかなければいけないと思います。

今、危ないところという話がありましたけれども、もう1つは、ほかのところを危なくする行為についても、地域づくりのほうでしっかり確保していただきたい。低平地の場合は、自分が展開したところは自分で危なくなるのだけれども、丘陵地の場合には、展開したためにほかの人が迷惑をこうむる場合があるということについても、やはりまちづくりのほうでも責任を持ってそういうものをきちんと規制していかないといけないということをお忘れにはならないことだと思います。

【委員長】 では、どうぞ。

【D臨時委員】 何か着実にやってきた面もあるということをお先ほど申し上げたのと反するようなことを申し上げるんですが、例えばカスリーン台風から60年以上たって、水没する地域は60年分だけ安全になったのかというと、実は何もされていない。堤防だけひたすら高く積み上げてきた。それも目標の高さに達していないという状況のままで、堤防が切れたら、もとよりずっと悪い状態になってしまう。つまり、切れることはありますということをお言っているにもかかわらず、切れた場合どうするかという対策は何もされてこなかったということが1つ。あるいは伊勢湾台風から50年。50年だけ伊勢湾の台風が来たときよりも着実に安全な地域になっているのかというと、実は何もない。高潮防潮堤がただ1つ守りにになっているだけだ。これが切れたらもとよりもっとひどいことになる。

なぜこうなるのかということころなのですが、つまり切れないという前提でほかの計画がみんな進められているものだから、切れたらだれかがそのための手当を事前にやろうという責任を上積みしてしまったという部分があると思います。マップを重ね合わせることによって、ここにそういう大事なことをしていなかったねということがはっきり見えてくる。そういうことをやらなければいけないのだと思うのです。やらなかった責任云々というのではなくて、今から優先的にやらなければいけないのは、どんどん高くなってきた堤防だけに安全をすべて委ねるということは、やっぱり非常に危険なことではないか。委員長が言われたように、危険なのに安心をしているという状態をどんどん我々はつくってきってしまったのではないか。堤防を高くすればするだけリスクは大きくなっている。ますます切れないようにという1点にかけるしかないという状態になっている。それではやっぱりま

ずいのではないか。切れないようにつくっておられるけど、仮に切れたとしても、こんな手だてがあります。二重三重の手だてが用意されている。あれから60年もたった、50年もたったんだから、それだけ着実に安全な手だてを打ってきましたよというふうにしていくのがまちづくりの役目だと思うのですが、そこがほんとうにできてきたんだろうかということを、この機会に見直していく必要があるのではないかなと思うのです。いかがでしょうか。

【都市・地域安全課長】 ありがとうございます。従来の公共施設整備と避難ということで、いろいろ災害対応していくということに限界があって、それに対してまちづくりのほうでもきちんと取り組みを進めていくべきだというご指摘でございますけれども、そのためのいろいろなツールとしてのマップの作成・活用でございますとか、あるいはそれぞれの長期的なビジョンをつくるということですか、あるいは個別の対応をしていく。そういったことを総合的にやっていく必要があるという考え方で、今後さらにいいものにしていきたいと思っています。

【委員長】 はい、どうぞ。

【F専門委員】 皆様のお話からも「防災まちづくり情報マップ（仮称）」が重要であることを意識するのですが、ここで、改めて「防災まちづくり情報マップ（仮称）」を作成することが現実的に可能なのかと考えるのです。そもそも、この「防災まちづくり情報マップ（仮称）」は、地方公共団体のどこの部局が主管となってつくるべきだとお考えなのでしょうか。こちらの小委員会の立場からは、都市計画部局だというお立場かもしれませんが、災害情報の出どころは防災課であることから、実際にどこの部局が責任を持って作成するのかという部分がまだ見えていません。加えて、完成までにかかる作業人数、期間、費用についてどのように試算されているのでしょうか。求めているイメージから考えるに、地方公共団体の負担は大きなものであると推察します。

とくに、どのくらい期間がかかるのかや、どれほどの作成費用を予算化しなくてはいけないのかという部分について、現実問題、現場の市町村が抱える部分をしっかりとくみ取っていかないと、非常に辛くなるのではないかと思います。私たちの立場から、非常に重要であるから作ってほしいと言ったところで、資料に記載されている内容（まちを歩いて地域の情報を盛り込みましょう、最新の情報が反映された状態にしてください、人材確保の工夫もしてくださいねといったところの部分）を求めたら、防災部局においても、毎年予算や人が減らされている厳しい現状で負担は一層大きなものとなるでしょう。 ハザード

マップの整備についても、これに係っている期間は他の業務に支障が出て悲鳴を上げていたところもあります。やっと、ハザードマップを整備しても、それで終わりではなくその後更新の問題が出てくるのです。

ハザードマップに加えて今度は「防災まちづくり情報マップ(仮称)」を、といった場合には、現場の中でこれがどう受けとめられるのかが気になります。「防災まちづくり情報マップ(仮称)」の重要性を認識し積極的に作成してもらうためには、国の支援は欠かせないと思います。

それから、仮に地方公共団体が悲鳴を上げながらも良いものを作られたとして、成果物をその地域だけの情報とするだけでなく、国の防災や災害対応に「防災まちづくり情報マップ(仮称)」をどう生かすのかという点について、考えがあるのかどうか気になります。

以上です。

【都市・地域安全課長】 ありがとうございます。このまちづくり情報マップについて、そもそもどういう体制で公共団体が取り組んでいくことを考えているのかということですが、もちろんこれは単一の部局で簡単にできるものではなくて、ここではまちづくりに生かすということを考えておりますので、どんな情報が必要かというのは、まずはまちづくりの部局からこういうことを検討したいので、こういう情報が必要なのだということをごきちんとしていただく必要があると考えております。

例えば、繰り返しになりますけれども、16ページの四角の中にあるように、こういう対応を考えているので、こういう施策を考えているので、こういう情報が欲しい。情報を出していただく相手といたしましては、例えば水に関しては河川部局であったり、下水道部局であったり、そういうリスク情報をお持ちの部局に働きかけながら、あるいは連携をするなりして、実際にこの情報マップをつくっていくということになるかと思っております。

実際に、どのぐらいのコストと時間がかかるのかということについては、まだ現時点では十分精査できておりません。ただ、幾つかの地方公共団体にも、現在の検討状況を投げかけて、いろいろお話をさせていただきましたところ、必要性についてはもちろんどの団体とも十分な認識をしていただいております。ただ、作成のためのいろいろな技術的な指針といったもの、あるいはどうやって活用するのかといった使い方の問題についてしっかりと整理してほしいという話とか、あるいは国が持っているデータをきちんきちんと出してほしいとか、そういったいろいろなリクエストをいただいております。そういったことを踏まえながら、今後これを少しでも実現化していくために、対策を進めていくため

の努力をしていきたいと思えます。

それから、実際にできた後どうするのかということでございますけれども、実際に今後こういった形でご提示をしながら、いろいろな取り組みを仮に今後進めていただくとすれば、いいものを先進的につくっていただけた場合には、それをきちんとこういう例ができました、こういう形で役に立ちますということを全国に広くお知らせしていくということがまずは大事なのではないかと考えております。そういったことを見ていただきながら、これなら使えるし、これなら取り組めるということをまずはきちんと広くお知らせしていくということが我々の使命なのかなと考えております。

【委員長】 大体時間になったのですが、あとぜひこれはというのは何かありますか。よろしいですか。

【E 専門委員】 1点だけいいですか。

【委員長】 はい、どうぞ。

【E 専門委員】 せっかくご指摘いただいたので、三条市だったらどうするかということだけで参考意見として。大体防災部局というのは、取りまとめ部局に入っていることが多いんです。ですので、私がやるんだったら、まちづくり部局をお願いするのではなくて、防災部局に取りまとめをお願いします。そうじゃないと、都市部局と農林サイドが対立しますので、やっぱり市長部局おひざ元の取りまとめ部局総務部の防災担当が主になるべきだろうと思います。総務部なり総合政策部なりが関与すると、今度は自治会が巻き込みやすいんです。あと消防を巻き込みやすい。これは相当違うんですね。ソフトが一緒に入ってくるということが出来ますので、進めていくときにはもちろんまちづくり部局に力がなくてでき上がりませんが、どこが主管ですかといたら、やっぱり防災なんだろうなというふうに思いながら、私は聞いていました。

【委員長】 どうもありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここで意見交換を閉めさせていただきます。本日いただきましたご意見とともに、ご欠席の委員の意見も別途いただいた上で、事務局で整理をしていただきたいと思います。なお、次回小委員会では、「小委員会報告（案）」について審議いただき、本小委員会としての取りまとめを行う予定ですので、よろしく願いいたします。

議事次第に「その他」とありますけれども、何かありますでしょうか。

【企画専門官】 それでは、次回の委員会日程につきましては、12月16日木曜日の

15時30分からを予定いたしております。正式には後日改めてご案内申し上げますので、よろしく願いいたします。

なお、次回委員会までの間に委員の皆様個別に伺わせていただくなどの場合もあろうかと存じますので、その際にはどうぞよろしくお願いいたします。

【委員長】 それでは、以上をもちまして本日の審議を終了させていただきます。皆様のご協力に感謝申し上げます。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

【企画専門官】 それでは、以上をもちまして第8回の安全・安心まちづくり小委員会を終了させていただきます。長時間にわたりご審議いただきまして、どうもありがとうございました。

— 了 —